

私立学校情報提供指針の施行について

平成15年10月1日より、大阪府では、「大阪府私立学校情報提供指針」が策定され施行されました。

学校情報の提供については国の「設置基準」等（文部科学省令）や大阪府の「設置認可等に関する審査基準」において各学校が積極的に行うべき旨が規定されています。

これを受け、本園では公教育機関である私立学校の説明責任を果たす観点はもちろんのこと「自由な学校選択」にとって必要不可欠なことがらであると認識しています。

今後、本園ホームページの活用を含め、より「情報公開」を積極的に行ってまいります。

ホームページ等情報公開について

本園ホームページ開設の主旨は、子ども達の様子を身近にご覧戴けるようにまた、色々な情報を発信し、地域の幼児教育センターを目指すというねらいがあります。

しかしながら、こども達の写真を掲載することにより、いわゆる個人情報の開示となり、特定の情報が一般に開示される他いろいろな問題が発生します。教育機関として、園児並びに保護者の個人情報管理については、お知らせの通り、確実に管理をいたしております。しかし、ホームページにお子さんの写真を「掲載不可」とのお考えや「知られない権利」の保護も必要となります。これらの対応を執るため、「写真掲載不可」等についてはお申し出戴きたいと思っております。

子ども達の元気な様子をご覧戴けるようにイメージ的な写真の掲載や時には、表情も掲載させて戴く予定であります。

尚、一般の方（不特定多数の方）がご覧戴けない在園児（保護者）のみのページとしてID番号（パスワード）入力によりページの開示となるページを作成し、個人情報保護の処理をいたしております。従いまして、特定できる園児の写真などはこのページに集約となります。また、全園児の写真掲載などは現実的に無理な面がございますので、公平性に欠けるとのご指摘もあろうかと思っておりますが、こども達の元気な様子 of 情報発信とよろしくご理解をお願いいたします。

本園ホームページ管理運用規程について情報公開いたします。

くずは青葉幼稚園 / ホームページ管理運用規程

（目的）

1. 本規程は、くずは青葉幼稚園におけるホームページ利用・管理・運用について本園がインターネットのホームページを活用し、幼稚園に関する情報を提供することにより、わかりやすく開かれた幼稚園を実現することを目的として、その管理運用について必要な事項を定めるものである。

(ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

2. ホームページ管理者(以下「管理者」という)は園長とし、ホームページの管理運用並びに情報管理を統括する。

(個人情報管理委員会/ホームページ管理運営委員会の設置)

3. ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び園内調整を行うため、個人情報管理運営委員会(幼稚園企画会議に当の間設置する)を設置する。

4. 委員会は、次の事項を所掌する。

- ・ 情報管理に関すること全般
- ・ ホームページの管理運用・掲載内容に関すること。
- ・ セキュリティに関すること。
- ・ 人権尊重及び個人情報の保護に関すること。
- ・ 知的所有権に関すること。

(不正侵入及び改ざん等への対応)

5. 管理者は、ホームページのセキュリティを確保する。

- ・ 管理者は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合の対応を「不正侵入・改ざん等管理運用基準」に基づき、不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う。
- ・ ウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。
- ・ 定期的にウイルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努める。

(個人情報・知的所有権の保護)

6. ホームページに情報を掲載する場合は、関係法令等に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

- ・ 園児等の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報は公開しない。(但し、パスワード等により保護された場合は氏名のみを公開とする。)
- ・ 園児等の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、保護者等の同意を得た上で行う。(毎年、年度当初に一括して告知し了解を得ることとする)
尚、氏名の表示について教育上必要がある場合は、保護者等の同意を得た上で表示する。
- ・ 学校教育活動協力者の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行う。
- ・ 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。

(ホームページ上に掲載する情報)

7. ホームページ上に掲載する情報は、次に掲げるものとする。

- ・ 幼稚園の沿革、園運営、教育方針他指針、その他園の教育内容。
園所在地、交通手段・最寄り駅
- ・ 特色ある教育活動
- ・ 幼稚園生活
- ・ 園行事
- ・ 園児募集情報
- ・ 園内研修、研究成果、自己(幼稚園)点検、自己(幼稚園)評価などの情報公開
- ・ その他、大阪府私立学校情報公開指針(平成15年10月1日)による情報公開事項。

(電子メールによる意見、要望等の受付)

8. ホームページに関する意見、要望等の受付先として、園のEメールアドレスを公開する

(禁止事項)

9. 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。

- ・ 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益等をもたらすもの
[ページ「掲示板」に掲載された場合、削除する。]
- ・ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- ・ 法律に違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- ・ 営利を目的としたもの

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。